

## 日本犯罪心理学会研究助成応募要領

### 1 助成対象

研究筆頭者（発表者）は応募時40歳未満の制限があるが、共同研究者についてはこの限りではない。研究者が大学院生の場合は、所属欄にその旨を追記する。

なお、現に本研究助成を受けている者は、連続して応募することはできない。

### 2 応募方法

毎年6月1日から同月30日の間に、本学会ホームページからダウンロードした研究助成応募用紙に必要な事項を記入し、本学会事務局あて、同用紙を電子メールに添付して送信するか、または郵送する（6月30日必着）。

その際、研究助成金使途の予定があれば、応募用紙の研究目的・方法欄に追記し、研究結果を本学会大会以外でも発表の予定があれば、同用紙の期待される研究成果欄に追記する。

### 3 選考方法

応募された研究の中から、本学会大会時に開催される研究委員会で助成対象候補を選定し、その後の常任理事会において助成対象研究を決定する。

選考に際しては、研究の実現性や発展性、研究者の研究継続意欲や将来性、助成金の有効活用などを考慮する。

なお、本助成制度の趣旨から、研究実績のある大学、研究機関等に勤める研究職よりも、大学院生や臨床に携わる若手実務家などが優先的に選考される。

### 4 選考結果の通知

常任理事会で助成対象研究を決定後すみやかに、本学会事務局から応募者あて電子メールまたは郵便にて通知する。

### 5 助成金の使途

助成額は研究活動1件につき10万円であることから、参考図書や文具資材等の購入費、研究打合せのための会合費や交通費あるいは学会参加のための旅費といった、研究に必要とされる費用の補填に使用する。

なお、助成金使途報告には、領収書のコピー等の証拠書類を添付する。